

広島県告示第七百九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定によつて、公有水面の埋立てによつて次の表の上欄に掲げる土地が大崎上島町の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によつて当該土地を同表下欄に掲げる字の区域に編入する旨、大崎上島町長から届出があつた。

平成十九年六月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

位 置	上 欄	
	面 積	下 欄
豊田郡大崎上島町東野字多賀浜一五八六の九、同一五八六の一二、同一五八六の八、同一五八六の一、同乙一五七六、同一五七五の六に接する里道、同一五七五の八及び同一五七五の七のそれぞれに接する既設堤防の地先	一七二・一七平方メートル	大崎上島町東野字多賀浜